

岩手県議会告示第1号

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月15日

岩手県議会議長 佐々木 一 榮

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
様式第3号（第5条関係）			様式第3号（第5条関係）				
[略]			[略]				
区 分		所得金額	基因とな った事実	区 分		所得金額	基因とな った事実
[略]			[略]				
分離 課税	[略]		[略]	分離 課税	[略]		
	先物取引の事業・雑所得				先物取引の事業・ <u>譲渡</u> ・雑所 得		
[略]			[略]				
[略]			[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この告示は、平成23年3月15日から施行する。